

調達改善計画の実施状況（30年度）について

- 財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするため、平成30年3月、調達改善計画を策定。計画策定、実施、自己評価及び次計画への反映によるPDCAサイクルにより改善を推進。

(1) 重点的な取組

計画の内容

○ 調達業務の合理化（共同調達・一括調達の推進）

→ 本省及び全地方支分部局等(59部局)において、共同調達又は一括調達を推進。

○ MPS（マネージド・プリント・サービス※）の実施

→ 費用対効果が認められる部局において、MPSを導入。

※コピー機等の出力機器の最適配置調査と出力サービスの提供を組み合わせた役務契約。

取組の状況及び効果

○ 調達業務の合理化（共同調達・一括調達の推進）

→ 本省及び全地方支分部局等において、共同調達又は一括調達を実施。

共同調達：本省及び41の地方支分部局等にて実施。北海道開発局にて清掃業務の共同調達を行うなど、導入部局及び品目の拡大を行った。

一括調達：本省及び55の地方支分部局等にて実施。九州地方整備局にて新たに自動車賃貸の一括調達を行うなど、品目の拡大を行った。

○ MPSの実施

→ 平成30年度末現在、導入済部局は13部局。

→ 導入済部局(完全導入していない1部局を除く)における導入前後の比較で、約11億円のコスト縮減。

なお、MPS導入により従前外注していた印刷業務の一部をMPS機器対応に移行したために結果的にコストが増加した部局もあり、純粋なMPS導入効果はさらに大きくなるものと推察される。

計画の
内容

○工事における総合評価の改善

→ 外部有識者を交えた懇談会等の場において、総合評価落札方式の実施状況等を踏まえて議論を行い、公共工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保のため、公正性・透明性の確保に留意しつつ、総合評価落札方式の改善に努める。

○工事における受発注者の事務負担軽減

→ 技術資料作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続の軽減のため、競争に参加する者の数が多数であると見込まれる場合等において、段階的選抜方式、簡易確認型を活用するなど、入札契約事務の更なる改善及び効率化を推進する。



取組の
状況
及び
効果

○工事における総合評価の改善

→ 平成30年4月に「今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ」を公表。引き続き、外部有識者を交えた懇談会にて「今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ」の内容について議論を実施。

○工事における受発注者の事務負担軽減

→ 一般土木工事A等級、建築工事A等級工事において、原則、段階的選抜方式を適用し、全ての地方整備局等において発注を実施。あわせて、簡易確認型の対象工事の拡大を図り、複数の地方整備局等で試行工事を実施し、入札契約事務の更なる改善及び効率化を推進。

(2) 共通的な取組

計画の内容

○調達改善に向けた審査・管理の充実(一者応札の改善に向けた取組)

→ 事前・事後検証の徹底等

- ・ 参入要件等の見直し等、発注者による契約手続に入る前の事前検証を徹底。
- ・ 特殊な物品の調達において参入可能者の把握に努めるなど、調達内容に応じた取組の強化に努める。
- ・ 特に複数年一者応札が続いている案件については、要因分析及び改善に努める。

→ 結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なもの(3億円以上の工事・建設コンサル、1億円以上の物品・役務)については、原因分析結果をとりまとめ、ホームページに公表。

→ 各部局に設置された外部有識者からなる公正入札調査会議等において、競争入札及び企画競争を行った契約のうち、結果的に一者応札又は応募となったものを中心に、個別案件の審査を徹底する。

→ 上記の取組の結果、改善が図られた案件について、事例を取りまとめ、共有を図る。

○調達改善に向けた審査・管理の充実(大量生産品の調達に関する取組)

→ 大量生産品(コピー用紙)の調達について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているケースがないか確認し、その原因分析や必要に応じた改善策の検討を行う。



取組の状況及び効果

○調達改善に向けた審査・管理の充実(一者応札の改善に向けた取組)

→ 172件の改善や、約7千万円のコスト削減効果が見られた。

→ 事前・事後検証結果のみならず一者応札改善に向け柔軟な取組を行ったことや、同じ取組をし続けた結果、改善につながった案件があった。

→ 結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なもの180件(3億円以上の工事・建設コンサル、1億円以上の物品・役務)について、省内各発注部局において一者応札となった原因分析結果をとりまとめ、ホームページに公表。

○調達改善に向けた審査・管理の充実(大量生産品の調達に関する取組)

→ 市場価格よりも大幅に高額で調達しているケース(2千円/箱)は18件(全体の14%)あり、主な原因は、配達地域が広域であることや離島に所在していることから通常よりも配送コストがかさむと考えられることや、調達数量が少量であることから、割高となっていると考えられる。

計画の
内容

○地方支分部局等における取組の推進

→ 各地方支分部局等においても、本計画に基づき本省内部部局と同様に調達改善の取組を実施。

○電力調達、ガス調達の改善

→ 電力調達：一般競争入札が可能な案件について確実に一般競争入札を実施。随意契約案件の一般競争入札化を引き続き検討。

ガス調達：平成29年4月からのガス小売全面自由化を踏まえた随意契約案件の一般競争入札化を検討。



取組の
状況
及び
効果

○地方支分部局等における取組の推進

→ 本省内部部局と同様に、調達改善の取組を実施。

○電力調達、ガス調達の改善

→ 電力調達：一般競争入札へ移行した件数は54件。

ガス調達：一般競争入札へ移行した件数は5件。

* そもそも所在地域を対象とするガス供給業者が他にいない場合もあり、引き続き、市場の新規参入状況を踏まえた一般競争入札への移行について検討。

(3)その他の取組

計画の内容

○随意契約の見直し

→ 引き続き、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について競争性のある契約への移行可否を改めて検討し、結果をHPに公表。

○コピー経費等の削減

→ 留め置きプリント、ペーパーレス会議の活用等によりコピー経費等の節減に努める。

○少額な契約への対応

→ オープンカウンター方式の活用により競争参加機会を拡大。

○その他の取組

・クレジットカード決済の活用 ・内部監査の実施 ・調達改善に係る研修の実施 等



取組の状況及び効果

○随意契約の見直し

→ 全案件について、競争性のある契約への移行可能性を検討。競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、その理由とともに本省HPに一括公表。

○コピー経費等の削減

→ 取組により約361万枚分のコピー経費節減が図られた。

○少額な契約への対応

→ オープンカウンター方式にて、6,773件、約21億円の契約(うち、新規分:87件、0.3億円)。

○その他の取組

・1部局において新たにクレジットカード決済を導入 ・140官署に対し内部監査を実施
・会計事務に関する研修において調達改善の意義・取組について講義 等

重点的な取組、共通的な取組

平成30年度調達改善計画								平成30年度年度末自己評価結果(対象期間:平成30年4月1日～平成31年3月31日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果など(どのようなこととして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかになった課題等	今後の計画に反映する際のポイント	
												目標達成予定時期	定量的				定性的
○	○	調達業務の合理化(共同調達・一括調達の推進) ※地方支分部局等の取組としても掲載	・本省及び地方支分部局等において共同調達及び一括調達は推進する。 ・部局単位の取組に加え、地方支分部局等や本省・地方支分部局等との間を一括して発注した方が合理的な業務についても、一括調達を実施する。	本省及び地方支分部局等で順次取組を進めており、取組拡大の余地が大きいと考えられるため。	B	-	・本省及び地方支分部局等における共同調達及び一括調達の実施	B	-	○本省会計課から各部局に対し、調達改善の推進に関する事務連絡を平成30年3月30日付けで発出し、以下の取組内容の周知徹底を図り、取組を実施した。 ・本省及び地方支分部局等において、本年度共同調達・一括調達を行う予定の品目については、確実に実施すること。 ・未実施品目においては、調達コスト等の分析を行い、その検討結果を踏まえ必要な対応を行うこととし、次年度以降の調達品目等の拡大に向けた取組を行うこと。 ○本省及び全ての地方支分部局等(59部局)において共同調達又は一括調達を実施した。	A	-	・共同調達については、本省及び41の地方支分部局等にて実施し、北海道開発局にて新たに清掃業務の共同調達を行うなど、導入部局及び品目の拡大を行った。 ・一括調達については、本省及び55の地方支分部局等にて実施し、九州地方整備局にて新たに自動車賃借の一括調達を行うなど、品目の拡大を行った。	30年度中(随時)	-	・まとめて調達することで事務負担の軽減が図られた。また、調達数量が異なるため単純比較はできないものの、コストが削減されたものもあったが、年度によって予定数量や物価指数が異なるため単純比較が難しく、コスト削減効果の検証は容易ではない。	引き続き、取組を実施するとともに、状況に応じて共同調達又は一括調達の拡大に向けた検討を行う。
○		MPS(マネージド・プリント・サービス)の実施 ※地方支分部局等の取組としても掲載	・費用対効果が認められる部局において、プリンター、コピー機、FAX等の出力機器の集約化等を行うMPSを導入する。 ・導入済部局において、インターネット等を活用した職員への意識啓発を行う。	国土交通省独自の取組であり、コスト削減効果が大きく、また、導入済部局においては随時更なる効率化を図っているため。	A	-	・MPS導入部局を29年度までに導入した12部局から増加させる。 ・プリンター・コピー機等経費を削減する。	A	-	○本省会計課から各部局に対し、調達改善の推進に関する事務連絡を平成30年3月30日付けで発出し、以下の取組内容の周知徹底を図り、取組を実施した。 ・平成29年度までに既に導入した部局においては、導入前後におけるコスト削減及び事務手続きの軽減等の効果を確認するとともに、MPSの機能を活用し、職員向けインターネットに、画面車、NTPサーバ及びカーナビ等を含め、印刷等の使用状況が職員に見えよう周知を行い、印刷経費削減の意識啓発を図ること。 ○全ての導入済部局において、画面印刷、集約印刷等の使用状況について、インターネットに掲載する等により、職員への意識啓発を行った。	B	-	・導入前後の出力機器の台数、契約状況などを比較検討した結果、経済面及び事務効率化における費用対効果が認められた北陸地方整備局(港湾空港関係)において、平成30年8月から段階的に導入し、平成30年度末時点において、導入済部局は13部局となっている。 ・導入済部局(完全導入していない1部局を除く)において、導入前後におけるコスト削減及び事務手続きの軽減等の効果について検証を行い、導入済部局(完全導入していない1部局を除く)における導入前後の比較で、約1億円(53.3%)のコスト削減を図った。また、2期目以降の導入済部局における前期との比較でも、約2億円(10.4%)のコスト削減が図られている。なお、MPS導入により従前外注していた印刷業務の一部をMPS機器対応に移行したため印刷コストが増加した部局もあり、純粋な削減効果はさらに大きくなるものと推察される。	30年度中(随時)	-	・未導入部局において、コスト削減等の効果が得られない見込みの部局も見受けられることから、最適配置化、留め置きプリンターの活用及び一括調達の利用など、MPS以外の手法による部局独自の取組も含め検証を行うことが必要。	引き続き、取組を実施し、コスト削減効果の分析を進める。
○		工事における総合評価の改善	外部有識者を交えた懇話会等の場において、総合評価落札方式の実施状況を踏まえて議論を行い、公共工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保のため、公正性・透明性の確保に留意しつつ、総合評価落札方式の改善に努める。	国土交通省においては工事の調達金額の割合が高く、取組の効果が大きいと考えられるため。	A	-	適正な評価を実施すると、総合評価の改善方法を検討する。	A	-	・平成30年4月に「今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ」を公表し、その中で懇話会から総合評価方式のあり方についても意見をいただいた。	B	-	「今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ」の内容について、懇話会で議論を開始した。	30年度中(随時)	-	懇話会での指摘事項も踏まえ、今後も継続的に総合評価方式のあり方について、議論をすすめていくことが必要であると再認識。	引き続き、懇話会を実施し、総合評価方式のあり方について議論を進める。
○		工事における受発注者の事務負担軽減	技術資料作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの軽減のため、競争に参加する者が多数である見込まれる場合等において、段階的選抜方式、簡易確認型を活用するなど、入札契約事務の更なる改善及び効率化を推進する。	国土交通省においては工事の調達金額の割合が高く、取組の効果が大きいと考えられるため。	A	-	段階的選抜方式、簡易確認型の実施等により、受発注者の事務負担軽減を図る。	A	-	・一般土木工事A等級、建築工事A等級工事においては、原則、段階的選抜方式を適用 ・簡易確認型の対象工事の拡大	A	-	・段階的選抜方式については、全ての地方整備局等において発注を実施し、簡易確認型については、複数の地方整備局等で先行工事を実施することで、入札契約事務の更なる改善及び効率化を推進している。	30年度中(随時)	-	・簡易確認型については、未実施の地方整備局があったため、今後も必要に応じて推進していく必要がある。	段階的選抜方式、簡易確認型とともに、今後も実施状況を踏まえながら、推進していく。
○		調達改善に向けた審査・管理の充実(一者応札の改善に向けた取組)	・参加要件等の見直し、準備期間の確保、仕様書の記載内容の明確化、発注予定情報の公表等、発注者による契約手続に入る前の事前検証を徹底する。 ・調達内容に応じて、それぞれ、以下の取組の強化に努める。 ・物品等の調達:特殊な車両や重油の購入など、その特殊性から取扱業者数が少ない物品等の調達については、参加可能者の把握に努めるとともに、取扱業者が他にない場合など競争環境の改善が見込めない案件については、適正な契約方式への移行も検討する。 ・システム関係:専門的な業務内容に関するシステムの運用・保守については、既設システムの環境・構成を可能な限り公開し、より詳細な業務内容を示すことで広く入札参加を促す。 ・施設・設備等の維持管理:業者が作業員の確保などの履行体制を十分整えらるる準備期間の確保や、地域外からの新規参入促進を図るための仕様書の明確化及び参考資料の情報提供を行う。 ・調査等の役割:ホームページ等に事前の発注の見通しを公表することや、過年度の調査報告書を公開することなど、調達情報の周知を徹底し、参加可能性のある業者の裾野を広げる。 ・結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なものについては、省内各発注部局において一者応札となった原因分析結果をとりまとめ、ホームページに公表する。 ・特に複数年一者応札が続いている案件については、業者へのヒアリング、アンケート等を活用し、要因分析及び改善に努める。 ・上記の取組の結果、改善が図られた案件については、事例を取りまとめ、共有を図る。 ・各部局に設置された外部有識者から公正入札調査会議等において、競争入札及び企画競争を行った契約のうち、結果的に一者応札又は応募となつたものを中心に、個別案件の審査を徹底する。		A	-	・事前・事後検証の徹底、改善事例の共有を行い、発注者側の取組により改善が見込めるものの競争性の向上を目指す。	A	-	○本省会計課から各部局に対し、調達改善の推進に関する事務連絡を平成30年3月30日付けで発出し、以下の取組内容の周知徹底を図り、取組を実施した。 ・全ての競争契約において、契約手続前に一者応札改善に向けてとるべき措置が十分に取られているか事前検証を行い、必要な一者応札改善措置を取り組むこと。 ・結果的に一者応札となった案件については、従来から行っている公正入札調査会議や入札監視委員会等の個別案件の審査を徹底するとともに、一者応札となった原因についての分析を行うこと。 ・一者応札が複数年度続いている調達については、事前に一者応札の改善に向けた検証と改善策の実施を徹底するとともに、事後においては参加可能者へのヒアリング、アンケート等を活用した要因分析・改善に努めること。 ・計画に示した各カテゴリーに当てはまる調達を行う場合は、これを参照の上、必要な改善策を講ずること。 ・改善策を講じているにも関わらず改善が見込めない場合は、入札監視委員会等の外部有識者から第三者機関の審査を図り、取組を実施した。 ○結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なもの180件(3億円以上の工事・建設コンサル、1億円以上の物品・役務)について、省内各発注部局において一者応札となった原因分析結果をとりまとめ、ホームページに公表。	A	-	・単純比較は出来ないものの、172件の改善や約7千万円(1.2%)のコスト削減効果がもたらされた。 ・業者側の準備不足により一者応札となったと思われる案件については更なる準備期間の確保を行うなど、事前・事後検証結果をもとに取組を行い、一者応札改善に向けた柔軟な取組を行った結果、改善につながった案件があった。 ・前回と同じ取組を繰り返した結果、改善につながった案件があった。	30年度中(随時)	-	・単年度では効果が現れなかった取組であったが、根気よく取り組み続けることにより効果が現れるものもあると考えられることから、取組を続ける必要がある。 ・市場の状況により変化することもあるため、取組の効果検証は容易ではない。	引き続き取組を実施し、改善事例の共有に努める。
○		調達改善に向けた審査・管理の充実(大量生産品の調達に関する取組)	大量生産品の調達について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているケースがないか確認し、その原因分析や必要に応じた改善策の検討を行う。		A	30年度	・大量生産品について、市場価格の調査を通じて適正な価格での調達を実施する。	A	30年度	・大幅に高額で調達している案件(2千円/箱)は18件あり、全体の4%程度であった。	B	-	・原因分析の結果、主な理由は、配達地域が広域であることや離島に所在していることから、通常よりも配送コストがかさむと考えられることや、調達数量が少量であること、前掲となつていない見込みの部局も見受けられることから、改善策を検討し、コスト削減の効果が得られたとしても見込みが僅かであり、作業量比としてコスト削減効果が薄い。	30年度中(随時)	-	・目的を絞った調査方法など、引き続き取組を実施するに当たり、効率的な方法を検討する。	
○		地方支分部局等における取組の推進	・各地方支分部局等においても、本計画に基づき、本省内部部局と同様に、調達改善の取組を実施する。 ・一者応札の改善事例等の省内共有により、本省・地方支分部局等との間の取組内容の共有を図る。(再掲) ・共同調達・一括調達は推進する。(再掲) ・MPSを実施する。(再掲) ・電力調達、ガス調達の改善を図る。(下欄参照)		A	-	・地方支分部局等も含めて省全体で調達改善の取組を進める。	A	-	・本省内部部局と同様に、調達改善の取組を実施	A	-	【調達業務の合理化(共同調達・一括調達の推進)】(再掲) ・共同調達については、本省及び41の地方支分部局等にて実施し、北海道開発局にて新たに清掃業務の共同調達を行うなど、導入部局及び品目の拡大を行った。 ・一括調達については、本省及び55の地方支分部局等にて実施し、九州地方整備局にて新たに自動車賃借の一括調達を行うなど、品目の拡大を行った。 【MPS(マネージド・プリント・サービス)の実施】(再掲) ・導入前後の出力機器の台数、契約状況などを比較検討した結果、経済面及び事務効率化における費用対効果が認められた北陸地方整備局(港湾空港関係)において、平成30年8月から段階的に導入し、平成30年度末時点において、導入済部局は13部局となっている。 ・導入済部局(完全導入していない1部局を除く)において、導入前後におけるコスト削減及び事務手続きの軽減等の効果について検証を行い、導入済部局(完全導入していない1部局を除く)における導入前後の比較で、約1億円(53.3%)のコスト削減を図った。また、2期目以降の導入済部局における前期との比較でも、約2億円(10.4%)のコスト削減が図られている。なお、MPS導入により従前外注していた印刷業務の一部をMPS機器対応に移行したため印刷コストが増加した部局もあり、純粋な削減効果はさらに大きくなるものと推察される。	30年度中(随時)	-	【調達業務の合理化(共同調達・一括調達の推進)】(再掲) ・まとめて調達することで事務負担の軽減が図られ、また、調達数量が異なるため単純比較はできないものの、コストが削減されたものもあったが、年度によって予定数量や物価指数が異なるため単純比較が難しく、コスト削減効果の検証は容易ではない。 【MPS(マネージド・プリント・サービス)の実施】(再掲) ・未導入部局において、コスト削減等の効果が得られない見込みの部局も見受けられることから、最適配置化、留め置きプリンターの活用及び一括調達の利用など、MPS以外の手法による部局独自の取組も含め検証を行うことが必要。	【調達業務の合理化(共同調達・一括調達の推進)】(再掲) 引き続き、取組を実施するとともに、状況に応じて共同調達又は一括調達の拡大に向けた検討を行う。 【MPS(マネージド・プリント・サービス)の実施】(再掲) 引き続き、取組を実施し、コスト削減効果の分析を進める。
○		電力調達、ガス調達の改善 ※地方支分部局等の取組としても掲載	電力調達については平成28年度から、ガス調達については平成29年度から、それぞれ、順次、一般競争入札へ移行しているところであり、検討中の案件について、市場の状況を踏まえつつ、更なる移行を引き続き推進する。		B	28年度	・一般競争入札案件の増加と、引き続き競争契約となった全案件についての一者応札入札への移行可否の検討により、競争性の向上を目指す。	B	28年度	○本省会計課から各部局に対し、調達改善の推進に関する事務連絡を平成30年3月30日付けで発出し、以下の取組内容の周知徹底を図り、取組を実施した。 ・平成30年度に調達を行う際には、可能な限り一般競争入札に移行できるよう、地域の事情等を考慮した上で、一般競争入札への移行可否の検討、一般競争入札に向けた準備を行うこと。 ・特に、電力調達については、庁舎等をとりまわってスワッチャットや事務負担の軽減等が見込まれる場合、一括調達の拡大についても検討すること。	A	-	・電力調達については、一般競争入札へ移行した件数は54件(一般競争入札の全体:459件)であった。 ・ガス調達については、一般競争入札へ移行した件数は9件(一般競争入札の全体:99件)であり、その他随意契約案件については、そもそも所在地域を対象とするガス供給業者が他にない場合もあり、引き続き、市場の新規参入状況を踏まえた一般競争入札への移行可否についての検討を行うこととした。	30年度中(随時)	-	・小規模な庁舎等においては、一般競争入札を行いたるもの応札者数が不調となり、随意契約に移行したケースもあり、取りまとめ一括発注する方策の検討を行う必要がある。 ・ガス調達については、所在地域を対象とするガス供給業者が他にない場合もあり、引き続き、市場の新規参入状況を踏まえ一括発注の方策の検討を行う。	引き続き、取組を実施する。 特に、一般競争入札への移行可否を検討中の案件については、市場の状況を踏まえた検討や、小規模契約をまとめて契約の方策の検討を行う。

その他の取組

平成30年度調達改善計画		平成30年度年度末自己評価結果(対象期間:平成30年4月1日～平成31年3月31日)		
具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
○随意契約の見直し ・引き続き、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可否を改めて検討する等の取組を行い、その結果をホームページにおいて公表する。 ・競争性のある契約へ移行した事例に関する情報を省内で共有し、各調達部局の検討に資するようとする。	継続		<ul style="list-style-type: none"> 各部局において、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可能性を検討し、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、その理由とともに本省ホームページに一括して公表(本自己評価と同時に公表)。 次年度以降競争性のある契約に移行する予定のものは、105件、約19.1億円となった。 	・競争性のある契約へ移行した事例について取りまとめて共有することにより、競争性のある契約への移行が図られた。
○コピー経費等の節減 留め置きプリント、タブレット等を活用したペーパーレス会議、白黒・両面・2アップ印刷の活用等によりコピー経費等の節減に努める。また、部署毎の使用枚数の定期的な集計・イントラ掲載、コピー1枚当たりの費用の掲示等、コストの見える化に努める。	新規	○	<ul style="list-style-type: none"> 複数の部局において留め置きプリントを設置する等により、約361万枚分のコピー経費削減が図られた。 各種会議において、タブレットを活用したペーパーレス会議を実施したことにより、約110万枚分のコピー経費削減が図られた。 	・白黒・両面・2アップ印刷の活用、使用枚数の定期的な集計や削減方法等のイントラ掲載等の見える化を実施し、経費削減の意識が高まるよう努めたことにより、コスト削減が図られた。
○少額な契約への対応 会計法令で予定価格が少額で随意契約が可能とされている場合についても、競争性を向上させる観点から、事務負担、地域性等に配慮しつつ、オープンカウンター方式を活用するなど競争参加機会を拡大させる。	継続	○	・オープンカウンター方式にて、6,773件、約21億円の契約を行った。このうち、新たに9部局がオープンカウンター方式を導入した。(87件、約0.3億円)	・新規業者の参入機会増加に伴う競争性の向上が認められるとともに、事務負担の軽減が図られた。
○クレジットカード決済の活用 「会計業務の効率化に向けた改善計画(平成28年7月決定)」に基づく資金前渡官吏払いから支出官払いへの移行による業務効率化に資するよう、水道料金を中心にクレジットカード決済の活用を検討する。	継続	○	・新たに2部局において、水道料金、電気料金をクレジットカード決済による支出官払いに切り替えたことにより、支払件数の減少など事務処理の集約化による事務負担の軽減が図られた。	—
○内部監査の実施 引き続き、競争性のない随意契約に係る競争性のある契約への移行の可否、一者応札の解消への取組状況等の検討結果について、内部監査を重点的に実施するとともに、結果について各調達部局に周知し、取組の改善を促進する。	継続		・国土交通省における「平成30年度会計監査実施計画」において、競争性のある契約への移行の可否や一者応札の解消への取組状況等を重点監査事項に位置付け、140官署に対し内部監査を実施した。	—
○その他 ・人事評価における適切な評価(コスト意識や業務改善に留意した独自の目標設定が可能な場合の目標設定や、コスト意識や業務改善に向けた取組の適切な評価) ・調達改善に係る研修の実施(会計事務職員を対象とした研修の実施による職員のスキルアップ) ・調達情報の発信強化(府省共通調達総合情報システムと連携したメールマガジンの活用)	継続	—		<ul style="list-style-type: none"> 人事評価において、コスト意識を持った効率的な業務運営に向けてとられた行動等を適切に評価するよう、引き続き、イントラネットにて周知を行い、省内におけるコスト削減意識の醸成が図られた。 平成30年7月に開催された会計事務に関する研修において、内閣官房行政改革推進本部事務局より講師を招いて調達改善計画の講義を行った。これにより、事務担当者に対して調達改善の意義や取組内容についての周知・徹底が図られた。 引き続き、府省共通調達総合情報システムと連携したメールマガジンを配信し、調達情報発信の強化に取り組み、平成30年度においては、432名の新規登録があった。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
 (対象期間:平成30年4月1日～平成31年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【中里透 上智大学経済学部准教授】 意見聴取日【令和元年6月27日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○平成30年度調達改善計画の年度末自己評価結果について、 計画の内容に沿って</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度上半期に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 <p>についてご意見をいただいた。</p>	<p>○これまで指摘されてきた事項についての対応は適切になされているものと思料されるが、物品・役務の調達全般について引き続き点検を行い、業務のさらなる改善・効率化に努めてもらいたい。</p> <p>○一者応札については、事案の性質によりやむを得ないものもあるものと思われるが、参入要件の見直し等により、物品・役務の調達が、できるだけ競争的な環境のもとで行われるよう、引き続き改善を図っていくことが重要である。</p> <p>○本省あるいは各地方支分部局等で行われている先進的な取組に関する情報が、他の地方支分部局等においても十分に共有されるよう、関係部局間の連絡を密にすること</p>	<p>○ご意見等を踏まえ、引き続き、業務のさらなる改善・効率化や一者応札の改善、先進的な取組事例の共有に取り組む。</p>

外部有識者の氏名・役職【杉本茂 公認会計士】 意見聴取日【令和元年6月19日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○平成30年度調達改善計画の年度末自己評価結果について、 計画の内容に沿って</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度上半期に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 <p>についてご意見をいただいた。</p>	<p>○なるべく早期にデジタル化を進め、予想されるその欠点に早く対処することが望ましい。</p>	<p>○ペーパーレス化などデジタル化について、引き続き取組を推進するとともに、課題への対応についても検討していく。</p>

外部有識者の氏名・役職【林 浩美 弁護士】 意見聴取日【令和元年7月1日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○平成30年度調達改善計画の年度末自己評価結果について、 計画の内容に沿って</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度上半期に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 <p>についてご意見をいただいた。</p>	<p>○全体的に調達改善計画が推進されている。</p>	<p>○引き続き、調達改善の推進に努めていく。</p>

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:平成30年4月1日～平成31年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【長谷川太一 公認会計士】 意見聴取日【令和元年6月27日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○平成30年度調達改善計画の年度末自己評価結果について、 計画の内容に沿って</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度上半期に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 <p>についてご意見をいただいた。</p>	<p>○全体的に調達改善計画が推進されている。</p>	<p>○引き続き、調達改善の推進に努めていく。</p>

外部有識者の氏名・役職【加藤一誠 慶應義塾大学商学部教授】 意見聴取日【令和元年6月26日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○平成30年度調達改善計画の年度末自己評価結果について、 計画の内容に沿って</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度上半期に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 <p>についてご意見をいただいた。</p>	<p>○全体的に取組が進められているが、事務負担・行政コストも考慮した上で、取組を進めるべき。</p>	<p>○職員の事務負担軽減に努めつつ、引き続き、コスト削減に向けた取組を進める。</p>

外部有識者の氏名・役職【河端瑞貴 慶應義塾大学経済学部教授】 意見聴取日【令和元年6月25日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○平成30年度調達改善計画の年度末自己評価結果について、 計画の内容に沿って</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度上半期に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 <p>についてご意見をいただいた。</p>	<p>○全体的に調達改善計画が推進されている。</p> <p>○共同調達・一括調達の定量的な取組の効果として、「品目の拡大を行った」との説明があるが、どの程度拡大されたのかわからない。実施した品目数も示されると効果を検証しやすくなるのではないかと。</p> <p>○MPSの実施はコスト削減効果が大きく、引き続き取り組んでもらいたい。必ずしも印刷する必要のない文書は電子化(ペーパーレス化)も進めてほしい。</p> <p>○有識者懇談会等で議論されたかもしれないが、総合評価において、「安かろう良かろう」となればよいが、市場価格よりも大幅に安価な落札等を通じて、「安かろう悪かろう」となる工事は避けてほしい。</p>	<p>○今後、集計方法の見直しなど、より効果検証結果を具体的に明示できるよう検討する。</p> <p>○引き続き、MPS及びペーパーレス化への取組を推進する。</p> <p>○総合評価落札方式においても、低入札調査基準価格を設定しており、その基準価格を下回る価格での落札においては、契約前に当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかの調査を実施することになっているため、「安かろう悪かろう」となる工事は、現状の仕組みで避けられている。</p>